

第602号
2018年10月19日

共同実施を断念させよう

東学



東京都学校事務職員労働組合
東京都新宿区高田馬場 3-14-14
03-3367-6783
東学 Web <http://tougaku.net/>

10/12東京都人事委員会勧告

現職者の例月給は3年連続改定見送り
(1・2級の中堅・ベテラン層は4年連続見送り！)
一時金0.1月上げるも、またも勤勉手当に配分
今年も再任用職員の給与水準改善に言及せず
非常勤職員の処遇改善にも言及なし

10月12日、東京都人事委員会は、都議会議長・都知事に対し、職員の給与に関する報告と勧告を行いました。

今後、勧告をめぐる労使の賃金確定交渉が始まります。交渉の山場は11月半ばと予想されます。
東学は都教委要請行動、決起集会などに取り組んでいきます。

【2018東京都人事委員会勧告の概要】

1. 例月給

民間との公民較差が「かなり僅少(0.03%、108円)」として、現職者については3年連続で据え置き
(1・2級の中堅・ベテラン層は4年連続で据え置き)
初任給1,000円引き上げ(2019.4.1～)

2. 一時金

勤勉手当で0.1月分引き上げ(4.50月→4.60月、2018年12月期～)
再任用職員は0.05月分引き上げ(2.35月→2.40月、実施時期は同上)

3. 再任用職員の給与水準改善

今回も言及せず

4. 非常勤職員の処遇改善

今回も言及せず

【勧告に対する東学の見解】

○例月給の3年連続改定見送りは不当

民間では多くの企業が5年連続でベースアップを実施。それを受けて、今年の国人勧も8月10日に5年連続のプラス改定を勧告しています。

このようななか、東京都の3年連続改定見送りは公平に見るならばあり得ません。

特に1・2級の中堅・ベテラン層については2015年度も改定を見送られており、4年連続の据え置きです。

○一時金の引き上げ分が勤勉手当に配分されることに反対

勤勉手当は成績率により業績評価が色濃く反映されます。

現在、都当局が人事制度において最も重視しているのが「職責・能力・業績」であり、その基礎にしているのが業績評価です。しかし業績評価は恣意的評価を排除できず、客観性・公平性が担保されません。それで職員間の賃金に格差をつけることなど認められません。

○再任用職員の給与水準を直ちに改善すべき

無年金期間が生じているにもかかわらず、またも給与水準改善を見送ったことは許されません。

○非常勤職員の処遇改善に言及がないことは不満

○「今後の課題」にも警戒

「今後の課題」として、定年引上げの検討(60歳前後での給与水準引き下げを視野?)、1・2級給料表の見直し(「上位級よりも昇給幅が大きい号給があること」の「是正」)、「能力・業績を反映した給与制度の更なる進展」(勤勉手当、成績率、昇給制度)の3点に言及しています。

今後、警戒が必要です。

○都当局と同じ主張を繰り返す東京都人事委員会の中立性・公正性に疑念

人事委員会は公務員の労働基本権制約の代償措置を行う機関であり、私たちが労働基本権を行使した結果にふさわしい賃金・労働条件改善の勧告を行う責務があります。

にもかかわらず、1・2級給料表の見直しや、「能力・業績を反映した給与制度の更なる進展」など、都当局と全く同じ主張を繰り返しており、第三者機関としての中立性・公正性に疑念を抱かざるを得ません。

○生計費原則は賃金決定の基本だ

公務員賃金決定の基本である地方公務員法には「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」とあり、生計費原則が第一に挙げられています。にもかかわらず、この間、都当局、都人事委員会はこの事実を意図的に無視し、「生活給的、年功的要素の抑制」、職務給や能力・業績を反映した給与制度の「更なる進展」を強調してきました。

しかし賃金決定の基本に立ち返るならば、私たちに生計費原則に即した賃金を堂々と要求する権利があります。

○労働者全体の待遇改善を視野に

公務員賃金が上下すれば、今度はそれが中央・地方の最低賃金審議会が決定する最低賃金に反映され、民間賃金に影響を与える仕組みになっています。

私たちの労働条件の改善を勝ち取り、公務員・民間・正規・非正規を問わず、労働者全体の待遇改善・社会的公正を実現しよう。

【Colum】

6月28日、関西空港税関支署が、「日本独自の制裁措置」だとして、修学旅行で祖国の朝鮮を訪れた神戸朝鮮高級学校の生徒たちが持ち帰ったささやかなお土産品を没収するという事件が発生。(これを書きながらも涙が出そうになってきた。)

日本政府の民族差別はほとんど野蛮で、いじめ・嫌がらせの域に達している。その朝鮮敵視の姿勢は、ヘイトスピーチなど「朝鮮」と名の付くものには

何をしてもかまわないかのような社会風潮をつくりだし、朝鮮総聯中央本部に銃弾が撃ち込まれるというテロ事件まで引き起こしている。

日本は朝鮮植民地支配の過去を清算し、植民地支配によって生み出された在日朝鮮人の権利を保障し、関係を正常化すべきだ。拉致問題もそのような誠意ある一連の対話の中で解決されるべき問題だ。

労働者は数が集まって初めて当局と対等に交渉できる。

だからこそ団結権は労働三権の第一に挙げられています。東学への加入をお待ちしています。

〔加入のお申し込み・ご相談先〕

世田谷区立駒沢中学校・事務室 松永哲次 TEL03-3422-7402